

# 阪神・淡路大震災と都市計画・2

## 五十嵐敬喜

### 神戸市の都市計画

神戸市は三月一四日、神戸市都市計画審議会の議を経て、震災のひどかった新長田駅周辺地区など六カ所について、用途地域、高度利用地区、道路、公園などとともに「土地区画整理事業」と「市街地再開発事業」の都市計画決定を行つた。兵庫県知事はこれに引き続き三月一七日、神戸市、西宮市、宝塚市、芦屋市および淡路島・北淡町の都市計画を全部あわせて兵庫県都市計画地方審議会の議を経てこれを承認した。しかしすでに新聞やTVその他で報道された通り、この一連のプロセスはいかにも異常にみえた。「異常さ」は手続と内容の双方にみられる。

#### (1) 手続論からみていこう。

神戸市や兵庫県だけでなく、誰がみても建築基準法による二ヶ月の「建築限制期間」はいかにも短いとみられた。そこで政府は前号でみたように、復興法によつて「一年」に延長した。しかし実際にはこの「二

年」は活かされずに、二ヵ月を区切りにして、次の都市計画決定に移行したのである。

神戸市が事を急いだ理由として、現地ですべてバラックが建ち始めたり、さまざまな勢力による地上げが始まつたからだといわれているが、事はそう単純ではない。まだ風聞の域を出ていないが、そこには建設省→兵庫県→神戸市（ただし兵庫県と神戸市は縦系列ではなく並列だといわれている）という系列のなかでの建設省の圧倒的優位と支配、補助金等の財源や事業執行にかかる権限をめぐってのセクション間の確執、事務系と技官系の体質的な相異など主として政府間関係の問題がひとつある。しかしそれだけでなく、折から行政改革の一環として整理統合の対象となつていた特殊法人としての住宅・都市整備公団や一連の汚職事件や不況で社会的にも経済的にも失速していたゼネコンの思惑が重なつた結果ともいわれている。そのなかで被災住民は全くおきぎりにされた。またこれを報道すべきマスコミも全くの立ち遅れとなつた。

都市計画決定はいうまでもなく都市計画法による一

連のプロセスの下で行われる。都市計画法に定める

「公聴会」は法的にはもちろん義務づけではなく、説明会も開いても開かなくてもよい。縦覧についても細かく規定されているわけではなく、住民の都市計画審議会に対する意見書はその要旨が告知されるにすぎない。

しかし都市計画における「住民参加」の重要性がいわれてひさしく、近年行政当局もこれをできるだけ丁寧に行うようになってきていた<sup>①</sup>。前号でみたよう

に、都市計画法改正によって創られたマスター・プランでは住民参加は不可欠とされ、復興法でも「理解」等

という言葉でその重要性が強調されている。しかるに今回神戸市がとった処置はことごとくこれを覆すものであった。説明会はおざなり、縦覧場所は一ヵ所でコピーピーは不可、意見書は二千数百通だされたが、都市計画審議会委員はほとんど読む暇がなかつた（一三日縦

切りで一四日審議会）といわれている。何よりも決定的なのは、現地では未だ避難している人が多く、ある地域では七割をこす人が説明を受けることも、縦覧す

た。神戸市のとった手続は形式的には合法かもしれないが、実態的にはかなり違法に近い。兵庫県都計審および知事はこれをそのまま追認したのである。

(2) 次に内容面についてみてみよう。

図Iは、新長田駅周辺地区の都市計画決定とその後の町の完成予想図である。これを見ると、ここでは駅をはさんで北側が二〇数棟、二〇階を超える超高層からなる市街地再開発事業、南側が広い道路と大きな広場からなる区画整理事業が行われる予定となつていい。まちづくりニュース第3号（神戸市都市計画局と住宅局、二月二三日発行）につけられたキャプションによると、これが神戸市の描く「災害に強いまち」である。武器となつているのが、例のフランスの近代建築の始祖といわれるコルビジェ以来の、超高層・広い街路そして大きな広場の（デザイン的にはうまくないが）三点セットである。この三点セットは少しずつ地域の実情にあわせて、たとえば森南地区には広い街路と広場、六甲道駅付近は広場を四方から超高層で囲むというように応用されていた。たしかにこのコンセプトは防災というものを物的機能的にみればかなりその要請に応えるといえよう。超高層は免震構造にすれば倒れない。広い街路は火を遮断し、消防車の通行を容易にする。そして大きな広場は避難場所としてふさわしい。地下には飲料水や食料が蓄えられる。そこには近代都市計画と近代建築の真髄がある。しかし、ここで人々は暮らしていくのであろうか。たとえば「長田」は一九四五年の戦災後、道路は区画されたが、その内部は何ら手がつけられないまま放置されてきた地域であった。木造家屋が密集し（建ぺい率一〇〇%

だつたという人もいる）、住宅と工場が混在していた。今回の被害を全体としていえば「圧死」が多かった。しかしここでは焼死が多いという。多くの人々は、肉親はもちろん家も財産も職も失っている。

被災者達は震災によって体育館に追い出された。この人達にとりあげず仮設住宅が与えられる。しかし仮設住宅に入居できる期間は「二年」であり、二年後にはそこをでなければならない。損壊した家に戻った人、親戚や友人のところに一時的に身を寄せた人、テント暮らしをしている人、これらの人々もいずれ本格住宅に入らなければならない。しかし超高層ビルは高齢者を拒絶し、経済的弱者をしめだし、そして職もコミュニティも奪つているように見える。このような不安が被災者の抗議となつたのである。

(1) 都市計画に対する住民参加プロセスについて拙稿「用途地域と市民参加」（都市問題一九九五年四月号）参照。

## 一段階都市計画とその効力

神戸市の強硬姿勢と住民の抗議。この間にたつた兵庫県知事は「都市計画を二段階に分ける」という「異例の措置」の談話を公表した。「二段階都市計画」とは次のようなものである。

①第一段階としては、住民の方が街の復興に一日の手続（なお市街地再開発事業もその流れや思想はほぼ同じとみてよい）は、①都市計画決定、②測量、③事業計画、④施行規定、⑤土地区画整理審議会、⑥換地設計と仮換地、⑦換地計画と換地処分、⑧清算金の交付・徴収まで別表（五八頁）のようになる。そこで問題点をピックアップしていくことにしよう。

都市計画とはこれまで、都道府県知事（機関委任事務）や市町村（団体委任事務）の名をかりた国家意思の貫徹作業と考えられてきた。しかし都市計画法だけでなく、事業を担当する土地区画整理法や都市再開発法も、国家意思を貫徹するにあたって一方的に告知するばかりでなく、それなりに住民を参加させる方法を

民の方々と十分意見交換を進める中から成果を得て都市計画決定がなされる。

③本来、都市計画は全体として一つのものであるから、今後住民との協議のなかで今回決定する骨格部分の変更の必要性がでてくれば、その取扱いについては弾力的に対応していきたい

なお、右の談話のうち「骨格部分」というのはまさに都市計画決定された道路（幹線街路、区画街路、特殊街路の幅員と延長）、公園および緑地、下水道、建築物（街区、建築面積、延べ面積、主要用途）、建築敷地、住宅建設の目標に関する位置、幅員、延長面積、戸数をいう。

それではこれはどうみたらよいであろうか。「政治的」には神戸市と住民の双方の意見を受入れたものとして、それなりに当を得ているのであろうが、法的に問題が大きい。

土地区画整理事業の都市計画決定後の住民との関係

での手続（なお市街地再開発事業もその流れや思想はほぼ同じとみてよい）は、①都市計画決定、②測量、③事業計画、④施行規定、⑤土地区画整理審議会、⑥換地設計と仮換地、⑦換地計画と換地処分、⑧清算金の交付・徴収まで別表（五八頁）のようになる。そこで問題点をピックアップしていくことにしよう。

②次の段階では、身近な街路や公園を含む街づくりの全体計画について、事業主体である関係市町村が住

# 震災復興まちづくりニュース

(第3号)

神戸市住宅局  
都市計画局

平成7年2月23日

## 防災モデル都市をめざして

# まちづくりの案を作りました

震災が起ってから、早くも1ヶ月がたちました。神戸市では、今回の震災で特に被害が集中した新長田駅周辺地区、御薗地区、松本地区、三宮地区、六甲道駅周辺地区、森南地区の6地区について、今回のような災害を二度と起こさないよう、「災害に強いまちづくり」を検討してきました。

このたび、まちづくりの案を取りまとめましたので、お知らせいたします。

### 新長田駅周辺地区

JRの北側と鷹取駅の東側は土地区画整理事業を行います。千歳小学校の東側及び、JR新長田駅と山陽の西代駅の中間の2カ所に大きな防災拠点となる公園を整備するとともに、いざという時のためにも五位池線、細田線等の道路を広げるなど、防災機能の向上を図ります。

焼けた商店街の復興を図るとともに、ケミカルシューズなどの工場を集め、住宅と工場とが共存共栄できる快適なまちづくりをめざします。

JR新長田駅の南側は市街地再開発事業を行います。若松公園を大きくするとともに五位池線などの道路を広げます。また、再開発ビルを建設し、商店や業務施設、住宅の供給を図るとともに地震や火事に強いまちづくりを進めます。

#### 【市街地再開発事業区域】

長田区 日吉町1丁目・2丁目・3丁目(一部)、若松町3丁目・4丁目(一部)・5丁目(一部)・6丁目・7丁目(一部)、大橋町2~5丁目(各一部)・6丁目・7丁目・8丁目(一部)、腕塚町5丁目・6丁目・久保町5丁目・6丁目、二葉町5丁目・6丁目(一部)、駒ヶ林町1丁目(一部)



#### 【土地区画整理事業区域】

長田区

戸崎通3丁目(一部)

西代通4丁目

大道通4丁目・5丁目(各一部)

御屋敷通1丁目~6丁目

川西通4丁目・5丁目

水笠通1丁目~6丁目

細田町4丁目~7丁目

神楽町3丁目~6丁目(各一部)

松野通1丁目~4丁目(各一部)

日吉町5丁目・6丁目

若松町10丁目・11丁目

海運町2丁目・3丁目

大橋町10丁目

野田町4丁目

須磨区

戎町1丁目

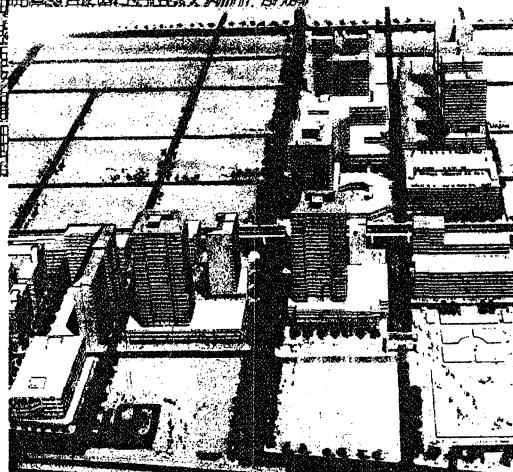
大田町1丁目

寺田町1丁目・2丁目

大池町1丁目・2丁目

千歳町1丁目~4丁目

常盤町1丁目~4丁目(各一部)



### 別表 土地区画整理事業で住民が直接関わる行為

(注: 条文で法律名が省略されているものはすべて土地区画整理法の条文)

<p>採用している。都市計画決定と事業計画の段階での「説明会」と「意見書の提出」、審議会では審議会の選挙や同意、そして換地設計から換地処分時点での「行政不服申立訴訟」等がそれである。</p> <p>これらの、いわば一連の「住民参加」(もつとも土地所有者および借地権者に限られる)は、住民に対し情報を開示し、意見をきき、可能な限り納得づくまである。</p>	1 都市計画決定関係	半数以上出席必要、出席委員の過半数で議決
	・計画案の説明会（都市計画法16条）	・審議会委員の選挙（63条）
	・案の公衆の縦覧（同17条）	・審議会の同意事項（56条）
	・意見書の提出（同17条）	評価員（65条）
	・決定の告示・縦覧（同20条）	宅地(借地)地積の適正化(91, 92条)
	・決定後の建築規制（同53～57条）	宅地の立体化（93条）
	2 測量関係	特別の宅地への措置（95条）
	・調査のための立ち入り等（都市計画法25条）	保留地（96条）
<p>事業を進めたり、また逆に、国の専横を防ぐためにも不可欠なことである。しかし、それでもかかわらず住民の声によって国の意思が強制的に変更されることはないということが決定的に重要なのである。都市計画とは法的にいえば、関係当事者100人が100人、つまり100%反対であっても、なお「有効」なのである。</p>	3 事業計画関連	・審議会の意見を聞く事項（56条）
	・計画案の説明会	換地計画（88条）
	・案の公衆の縦覧（55条）	仮換地の指定（98条）
	・意見書の提出（55条）	減価補償金の公布（109条）
	・決定の告示・縦覧（55条）	6 換地設計～仮換地指定関連
	・決定後の建築規制（76～77条）	・決定地積の通知
	4 施行規定関連	・換地設計の縦覧（88条準用）
	・市議会での審議（53条）→公布（地方自治法16条）	・「」への意見書の提出（88条準用）
<p>しかし区域外の人々はこれらの恩典を得ることができない。今回の区域決定を詳細にみると区域はおおよそ「道路」でくらんでいるが、何故そこが災害復興地域とそうでない地域の「区分」線になるのか、必ずしも説得力がないところもある。都市計画決定は内部にはそれなりに恩典を与えるが、外部は放置するとい</p>	5 土地区画整理事業関連	・仮換地指定の説明会
	・審議会のメンバー（57～58条）	・仮換地指定の通知（98条）
	・宅地所有者、借地権者のうち、選挙で選ばれたもの + 学識経験者（1/5以内）	・仮換地指定の効果（99条）
	・審議会の議事（62条）→開かれないときの措置（64条）	・使用収益の停止（100条）
	6 清算金の交付、徵収	・補償金の受領（101条）
	7 換地計画～換地処分関連	・行政不服申立乙（127条）
	・換地計画の縦覧（88条）	・換地計画の縦覧（88条）
	・「」への意見書の提出（88条）	・換地処分の通知（103条）
<p>区域内の権利者は、決定の後、いったん「権利制限」をうけたのち、先ほどみたような手続を経て、最終的に従来の権利に変容を加えられる。復興法によると、区域内の土地所有権が区域外の住宅に変えられることは前号でみた。しかしこれに反対する人の意見は全く考慮する必要はないのであろうか。後にみると、日本ではこのシステムについて裁判で争うことには、実際に不可能となっている。とすれば、一連の都市計画手続内に何等かの不服システムをくみこむ必要がある。現行法の「計画決定」をホップ、「事業決定」をステップ、「処分と清算」をジャンプとすれば、この三段跳びには、所有権の変容の度合が強くなればなるほど、不服申立ての道も広く認める必要があろう。しかしよく考えてみると、変容を強いられるとはいえない。区域内の権利者はまだ恵まれている。それは事業完成のためにさまざまな「補助金」が注ぎこまれて、価格という点だけからみればそれはそれなりにプラスになるのであった。</p>	8 清算金の交付、徵収	・換地処分の効果（104条）
	・審議会の意見を聞く事項（56条）	・行政不服申立乙（127条）

都市計画決定は、都市計画を行う区域とそうでない区域とを、「公共目的」によって区分する。そこでそれについてどのような事態が生ずるかを見てみよう。これもいったん決定された計画を撤回していく大きな理由となっている。

区域内の権利者は、決定の後、いったん「権利制限」をうけたのち、先ほどみたような手続を経て、最終的に従来の権利に変容を加えられる。復興法によると、区域内の土地所有権が区域外の住宅に変えられることは前号でみた。しかしこれに反対する人の意見は全く考慮する必要はないのであろうか。後にみると、日本ではこのシステムについて裁判で争うことには、実際に不可能となっている。とすれば、一連の都市計画手続内に何等かの不服システムをくみこむ必要がある。現行法の「計画決定」をホップ、「事業決定」をステップ、「処分と清算」をジャンプとすれば、この三段跳びには、所有権の変容の度合が強くなればなるほど、不服申立ての道も広く認める必要があろう。しかしよく考えてみると、変容を強いられるとはいえない。区域内の権利者はまだ恵まれている。それは事業完成のためにさまざまな「補助金」が注ぎこまれて、価格という点だけからみればそれはそれなりにプラスになるのであった。

しかし区域外の人々はこれらの恩典を得ることができない。今回の区域決定を詳細にみると区域はおおよそ「道路」でくらんでいるが、何故そこが災害復興地域とそうでない地域の「区分」線になるのか、必ずしも説得力がないところもある。都市計画決定は内部にはそれなりに恩典を与えるが、外部は放置するとい

う格差をもたらし、これを固定化する。この点についても、平等を期すためには不服申立てがあつてしかるべきであろう。ところが、区域内外についてどこでどういう救済方法を認めるか、これが難しい。逆からいえば、決定をいったん崩してしまふと、とめどもなくなる。

多分これがもっとも大きい理由と思われるが、計画決定から一連の手続を経て事業終了にいたるまでには大がかりな組織がつくられ、莫大な費用が投じられる。日本の公共事業は、①全体制的にみれば各省庁別・各部門別のシェアが毎年はつきりときまつていて、このシェアの配分は官僚の間の勢力地図と、そしてこれにつらなる政界と財界の勢力関係を反映した一定なものである。③予算の配分と執行の過程で、各省庁（部局）と都道府県、そして都道府県と市町村という縦の関係と政界と財界との間の横の関係、すなわち中央集権体制と政官財のトライアングルをつくつていてる。さらには④日米構造協議などの国際関係（日米では一九九〇年に一〇年間で四三〇兆円、一九九五年には六〇〇兆円の投資が行われることが合意されている）や景気対策（不況時には必ず公共投資を増やす補正予算が組まれる）に対応するものとして、その意味では柔軟に使用され「体制維持装置」として機能してきたこと等が特徴であった。区画整理事業や市街地再開発事業もまさしく「公共事業」の一環であることを忘れてはならない。そしてこの特徴のもたらす結果としては、計画の中止は計画の失敗、つまりそれぞれの関係者の当時事業が失敗したことの責任追及だけでなく、右のようなシステム全体（これがいわゆる五五

年体制といわれるものである）にヒビ割れをつくるものだといういかにも日本的な精神風土によって、いつたん始まつたら期間が延長されたり規模が縮小されたことはあっても絶対に止めることができないという、ある種の信仰までに高められた永久不变のシステムとなってしまったのではないか。しばしば成田空港の滑走路拡大や島根県宍道湖の淡水化事業について、「計画の取消し」という誤報が流されることがあるが、これらはいずれも「政治的理由」によって一時的に法的執行が中断されているだけであつて、計画その 자체が無効となつたり、取り消されたりしたわけではないのである。五五年体制は建前としては、成田でも宍道湖でも、いまなお生きているということを知らないならないであろう。

(2) 兵庫県都市計画地方審議会は、「今回の都市計画が、一刻も早く街づくりに着手するため緊急に行われたという状況に鑑み、今後、街づくりを進める各段階において、関係住民と十分意見交換を進めること」という「付帯決議」をつけていた。兵庫県知事は、これをつけている。

定等の处分性、②原告適格、③訴えの利益、そして④違法事由の判断などについて、厳格な制約があった。ここで詳しくそれを詳論する余裕はないが、いわゆる「都市計画決定」を未だ「青写真」であるとして、「計画の処分性」を否定した判例（最判昭和四一・一一・二三民集二〇巻二号二七一頁）から始まる日本の一連の判例法の下では、今回の「都市計画決定」を取り消すことなどほぼ絶望的だといってよい。そこでここではそれらの判例を導きだす「法理論」の背景をさぐりていくことにしよう。

(1) 日本の法理論によれば、都市計画は国家高権（すなわち、国家がそして国家のみがこれを決定する）の発動と考えられてきた。この国家高権論のなかには「無謬」「不变」といった観念がこめられている。都市計画にひき直していえば、都市計画、つまり土地所有権に対する制限は、「正当な目的」の下に何よりも万人に等しく「公平」に行われなければならない。「正当性」や「公平性」を判断するのは土地所有権の重大性（憲法二九条一項）に鑑みて、「国家」しかも、国家には「間違い」などあろうはずがないのである。

次いで、いつたん発動された国家の意思はその公共目的が達成されるまで継続されなければならない。つまり都市計画こそ「一〇〇年の大計」なのであって、これを途中で覆すことはあり得ないのである。

都市計画は国家高権であるという考え方方に一九六八年都市計画法改正は「一定の転換」をもたらした。「都市計画等をめぐる公聴会や説明会」と「都市計画等に対する意見書の提出」などを法的に認めるようになつたからである。

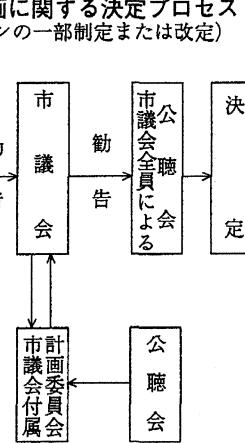
## 法的検討

これらの積み重ねの結果であろうか。周知のように、この問題は右のような政治力学のうえだけでなく、法的にもかなりねじれた理論として現出するようになった。「公共事業」は、それがどんなに不当であつてもそれを変えることができない。この「変えられない」ということをさまざまに理論づけてみせたのが戦後の都市計画をめぐる行政判例であつた。

周知のように、都市計画の裁判には、①都市計画決

考え方につつのである。

(2) このような日本の都市計画手続を世界的にみる  
と次のようになる。アメリカでは都市計画は「ポリス  
パワー」とされていて、その権限は自治体にある。



図II ロサンゼルス市都市計画局の都市計画に関する決定プロセス  
(ジェネラル・プランまたはマスター・プランの一部制定または改定)

注：市議会に提出される案件とその関係書類は、すべて市長によっても審査され、その認否を得る。市長は市議会の決議の前、または後でその勧告を承認あるいは否認できる。

「ポリスパワー」とは、「広範な公共の利益を達成するため、政治的総合体が有する私的活動を制限する権限であり、一般にポリスパワーは公衆衛生、安全、モラルそして福祉を守るために使われる」。そしてこの権限は「法の適正な手続」(デュー・プロセス)に従って行使されなければならず、そのシステムはロサンゼルス市の場合は図IIのようなものとなっていた。日本とくらべてこの手続で特徴的なことは、「都市計画委員会」と「議会」が「公聴会」を行うことである。日本とくらべてこの手続で特徴的なことは、「都市計画は最終的には「議会」が決定するということである。

このうち「公聴会」についてみると、「ヒアリングの通知」が詳細に規定されている(たとえば「公聴会の通知は、公聴会の少なくとも一〇日前に、対象となる不動産の所有者、あるいはその所有者の権限を委任された代理人、およびプロジェクトの申請者に郵送されるいは配達されるものとする」等とされている)。さらには「公聴会のルール」として、(1)「プレゼンテーション」(①申請者の立場(所有者など)、②土地の性格と現状、③周辺の用途、④提案されている用途の性質、⑤提案されている用途と周辺の土地との関係、⑥提案されている用途の周辺の土地への利点、⑦その土地が最後にゾーン変更されて以来、その区域に起つた変化、⑧提案されたゾーン変更から生じる、より大きなコミュニティへの利点、⑨提案された用途とジ

その後、その傾向が強められていることも前にみた。しかし法的にいえば、それらの手続はあくまで土地所有権に対する制限を可能な限り納得づくで行うための装置ではあっても、都市計画は国家による所有権の制限であるという本質は変わらない。また別な観点からいえば、それはあくまで「機関委任事務」や「団体委任事務」という「委任事務」なのであって、それらの執行段階で行われる「住民参加手続」によつて「委任」内容が変更されること等はありえないといふ

ネラル・プランとの整合性) や(2)「反対尋問」(弁護士によつて「証人」に対する反対尋問が許されることもある)などが定められていた。

日本では公聴会以下の一連の手続は、役所の意思を住民に伝えるものとして考えられている。これに対しアメリカでは、同じような手続は裁判のようにその当否を検討するものとして位置づけられている。日本の場合その当否は都市計画審議会を経過するとはいへ行政自らがきめる。アメリカでは訴訟の蓄積によってこのようなデュー・プロセスが形成してきたのであるが、今では「デュー・プロセス」なしには都市計画はないと考えられているのである。<sup>4)</sup> 都市計画における公共目的の実現は、適正な手続があつてのみ担保される。その意味で、手続こそが「神」であると觀念されているといつてよいであろう。

(3) もうともてつど早くは最近発刊された島山武道・木佐茂男・古城誠の編著からなる『環境行政判例の総合的研究』(北海道大学図書刊行会、一九九五年)の「都市計画」が日本の「裁判」の状況をみてくれているといつてよいであろう。

(4) アメリカの「デュー・プロセス」については、五十嵐敬喜・野口和雄・福川裕一「都市計画の日米比較研究」(北海道大学図書刊行会、一九九五年)の「都市計画」が日本の「裁判」の状況をみてくれているといつてよいであろう。

(5) アメリカの「デュー・プロセス」については、五十嵐敬喜・野口和雄・福川裕一「都市計画の日米比較研究」(北海道大学図書刊行会、一九九五年)の「都市計画」が日本の「裁判」の状況をみてくれているといつてよいであろう。

(6) アメリカの「デュー・プロセス」については、五十嵐敬喜・野口和雄・福川裕一「都市計画の日米比較研究」(北海道大学図書刊行会、一九九五年)の「都市計画」が日本の「裁判」の状況をみてくれているといつてよいであろう。

(7) アメリカの「デュー・プロセス」については、五十嵐敬喜・野口和雄・福川裕一「都市計画の日米比較研究」(北海道大学図書刊行会、一九九五年)の「都市計画」が日本の「裁判」の状況をみてくれているといつてよいであろう。

(8) アメリカの「デュー・プロセス」については、五十嵐敬喜・野口和雄・福川裕一「都市計画の日米比較研究」(北海道大学図書刊行会、一九九五年)の「都市計画」が日本の「裁判」の状況をみてくれているといつてよいであろう。

(9) アメリカの「デュー・プロセス」については、五十嵐敬喜・野口和雄・福川裕一「都市計画の日米比較研究」(北海道大学図書刊行会、一九九五年)の「都市計画」が日本の「裁判」の状況をみてくれているといつてよいであろう。

## 新しいシステムの提案

日本ではいつたん提案された都市計画決定は変更できない。唯一可能性があるのは行政が行政内部で意思を変更（世論や裁判が行政内部の意思決定に影響する（）とはもちろんあり得る）する場合であり、それでもそこには限界があった。それは変更が遅れれば遅れるほど困難になるということである。都市計画決定段階では可能だが、事業決定そして事業実施に入るに従つて不可能になつていく。そしてもうひとつは仮に変更を行うにしても事業全体を全部取りやめる等といふことはほとんどなく、容積率五〇〇%の建物を縮小するとか、事務所と住宅の割合を変更するとか、事業実施を前提としたうえでその微調整を行う程度というのがこれまで行われた変更の例であった。

しかし、最近このようなシステムにも少しずつではあるが変化が生じてきている。その焦点となつているのが「地方分権」であり、地方分権は「不变」とされる都市計画のその究極の理論的根拠である「国家高権論」に変更を迫つていく。本稿の課題、すなわち都市計画決定は変更できるか、という点について、それは重要な影響を与えるであろう。そこで本稿に必要な限りで若干のスケッチを行つておきたい。

「地方分権」は一九九三年の細川政権から現在の村山政権に至るまで、各連立政権の国内最重要政治課題となってきた。一九九四年一二月に政府「地方分権大綱」が発表され、一九九五年四月には「地方分権推進法」が衆議院を通過し、五月十五日、参議院でも可決され、成立した。この法律は国と自治体の役割分担を明確にしたうえで、自治体の国に対する従属義務を定めた「機関委任事務」や事実上そのように機能してき

た「補助金」等について「メス」を加えた。<sup>(5)</sup>「都市計画法」を始めとする「都市法」は典型的な「中央集権体制法」であり、今後の分野に地方分権の手が入ることは確実である。「立法学」的にいえば、それは次のようなプロセスを経る。

① 地方分権推進法の制定による地方分権推進委員会の発足

② 地方分権推進委員会による調査審議、その結果に基づく地方分権推進計画の作成のための具体的な指針の内閣総理大臣に対する「勧告」

③ 政府による地方分権推進計画の作成および内閣総理大臣による閣議決定

④ 地方自治法別表三の都道府県知事の機関委任事務と同別表二の市町村の団体委任事務の改訂

⑤ 都市計画法等、都市法の実定法改正

右の流れのうち、地方分権推進法の制定までを仮に「外堀り」埋立作業とすれば、②から⑤までの作業は「内堀りと本丸」の埋立て解体作業であり、⑤に至つて「完了」つまり「新しい体制」の誕生となるのである。

「官僚」の抵抗は激しいが、時代の流れは確実に⑤の方向に動いており、「復興法」の制定も、市町村の「復興方針の策定」と「事業実施義務」をみれば明白なように、その流れに沿つたものであつた。都市計画における国家高権のクビキはいまようやく放たれようとしているのである。

(a) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(b) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民に対する「応答義務」を定めた。これは現行法や復興法がそれなりに住民参加の規定をおきながら機能しない理由として、自治体側に「応答義務の欠如」をみたからであった。自治体原案は住民の支持を得ることができるれば、そのまま次のステップに進むことができる。しかし、住民に反対意見があれば、その反対意見を受

行」手続について、これまでの国中心のシステムとは異なつた、地方分権の時代にふさわしい新しいシステムが必要となる。地方分権のカケ声がいわゆる「権限委譲」つまり国のもつてゐる権限を自治体の行政に移すというだけでは能がないからである。自治体が国の「機関委任事務」システムをそのまま踏襲したのでは、ミニ国家を全国いたるところにつくるだけであろう。この点について筆者らは、一九九二年の都市計画法改正の際に、野党議員立法として図Ⅲのような新しいシステムを提案していた<sup>(6)</sup>。

この案はその後の衆議院解散によつていつたん廢案になつたが、そのシステムは今日においても完全に有効であり、本稿のテーマを考えるうえでも大きな刺激を与える。そこでこの図にもとづいて、この案の特徴的な部分についてみていくことにしよう。

(1) 都市計画はマスター・プランとそれを実施するための手法にわけられ、そのいずれも「住民参加」によってつきめられる。一九九二年改正都市計画法は、都市計画決定を行うに先だって、マスター・プランを定めること、復興法も「緊急復興方針」を定めることにした。この部分についての住民参加手続については先にみたどおり「通達」に定められている。

(2) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(3) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(4) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(5) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(6) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(7) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(8) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(9) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(10) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(11) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(12) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(13) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(14) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(15) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(16) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(17) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(18) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(19) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(20) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(21) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(22) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(23) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(24) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(25) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(26) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(27) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(28) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(29) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(30) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(31) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(32) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(33) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(34) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(35) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(36) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(37) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(38) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(39) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(40) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(41) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(42) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(43) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(44) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(45) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(46) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(47) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(48) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(49) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(50) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(51) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(52) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(53) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(54) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(55) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(56) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(57) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(58) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(59) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(60) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(61) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(62) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(63) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(64) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(65) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(66) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(67) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(68) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(69) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(70) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(71) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(72) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(73) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(74) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(75) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(76) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(77) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(78) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(79) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(80) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(81) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(82) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(83) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(84) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(85) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(86) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(87) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(88) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(89) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(90) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(91) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(92) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(93) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(94) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(95) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(96) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(97) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(98) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(99) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(100) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(101) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(102) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(103) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(104) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(105) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(106) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(107) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(108) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(109) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(110) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(111) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(112) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(113) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(114) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(115) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(116) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(117) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(118) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(119) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(120) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(121) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(122) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(123) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(124) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(125) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(126) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(127) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(128) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(129) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(130) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(131) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(132) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(133) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(134) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(135) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(136) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(137) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(138) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(139) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(140) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(141) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(142) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

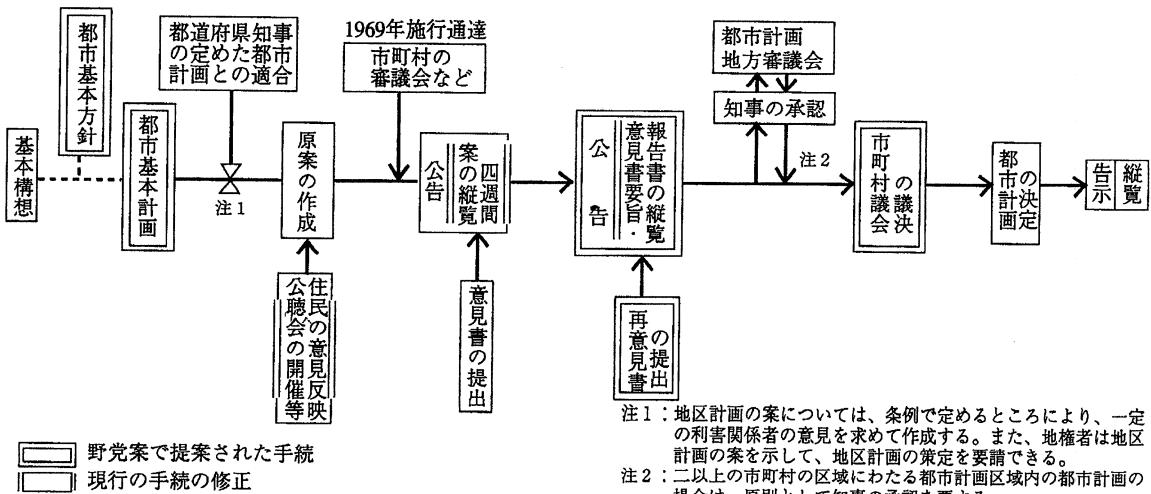
(143) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(144) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(145) 野党案ではこれにプラスして、自治体の住民にみたどおり「通達」に定められている。

(146) 野党案ではこれにプラスして、自治

### 図III 都市計画の決定手続（市町村決定）



け入れるか、あるいは受け入れない理由を住民に回答しなければならない。神戸の場合は、そもそもマスターープランを示さず、また個別具体的のメニューについても応答を行っていない。

この応答義務をさらに発展させたのが神奈川県真鶴町の「まちづくり条例」である（一九九三年制定、一九九四年施行）。同条例では住民参加規定として「公

「聴会」の充実を掲げた。これはさきにみたアメリカのシステムと類似するものである。住民（ただし有権者の二〇分の一）、事業者（単独）、町長（ただし「まちづくり審議会」の議を経る）の三者は、いざれもマスター・プランと都市計画手法、そしてそれだけでなく、さらに都市計画決定にもどづいて行われる事業について

「公聴会」の開催を請求することができる。この「公聴会」は、自治体が一方的にその都市計画案を説明するというのではなく、アメリカの陪審裁判と同じような構造の下で、互いに「ディスカッション」することになっている。この過程で互いに「合意」することができれば、手続はここで終了する。しかし「合意」できない場合には次のステップに移る。

ことから、専門家の眼によつて、しかも中立的な立場で判断する必要があるとして創設された。しかし「審議会」は多くの場合、傍聴を許さない「秘密会」であり、しかも一回で多量の案件が審議に付されるために、ほとんど説明を受けるだけで精一杯で、「審議時

間」がとれない。さらにはほとんどの場合「専門家」「学識経験者」は行政OBによって占められ、事前にすべての根回しがすんでいる。このようにして、いつしか行政当局の案を「事後的に承認する機構」として変質していった<sup>(7)</sup>。今回、神戸市および兵庫県都計審にも同じような批判が浴びせられている。都計審は今後二つの点から改革されるべきであろう。

一つは、その「専門性」を高めることである。専門性を高めるため、単に学識経験者の人選について単に行政OBを除くというだけでなく、「公選」なども必要であろう。また「専門的レヴェル」で行政に対応できるようにするために「独立した若干のスタッフ」を抱えることも考えてよい。

特に今回のような震災復興計画はすべての人々の「理解」が不可欠であり、しかも「区画整理事業」や「都市再開発事業」という土地所有権等の「権利」にダイレクトにかかる事業では、土地所有権者等の協力がえられなければ、法的にいくら完璧なものであっても事実上その実現は困難である。たとえば新長田駅周辺地区で、地権者達が「測量」と「権利関係の確定」をボイコットしたらどうなるか。行政当局がいくら立派な計画をつくっても、現実には一歩も進めることができないのである。住民の理解を得る方法、それは充分な討議を保障したうえで、そこで決定されたことについては互いに従うという道筋をはつきりさせる以外にないのである。

決定」がもつともよく保障されているのは、実は都計審などという第三者機関ではなく、現在のシステムの下では「議会」であった。「議会」は、そして「議会」だけが住民が直接コントロールできる機構であり、そこでは「公開の討議と決定」が「生命」となっているのである。図Ⅱのように、それ故アメリカでは「都市計画委員会」による専門的な検討結果と公聴会でのさまざまな意見を付して、都市計画案を「議会」に送り、「議会」はこれにもとづいて再び「公聴会」を開催して議決するというようにしているのである。

都市計画を「地方分権化」するということは、単に国を都道府県知事に、都道府県知事を市町村にというように読み替えるだけではまされない。そうではなくて、新しいイメージを持ちこまなくてはならない。もつとも正当で、しかも日本ではきわめて新しいイメージは、國にしろ自治体にしろ、都市計画は行政がつくるものという考え方から、住民そしてそれを間接的に代表する「議会」によってつくるという方法に切り替えるということなのである。なお、「議会の復権」は単に都市計画分野に限られるものではなく、日本全体の改革の「キーワード」となっていることを強調しておきたい。

そこで最後に、これを今回の神戸市都市計画決定についてあてはめることにしよう。

兵庫県都市計画審議会は今回神戸市等の都市計画決定を承認するにあたって、「今回の都市計画が、一刻も早く街づくりに着手するため緊急に行われたという状況に鑑み、今後、街づくりを進める各段階において関係住民と十分意見交換を進める」という「付帯

意見」をつけている。さらに兵庫県知事も冒頭にみたように、これをうけて「二段階都市計画」の談話を公表していた。そのなかでもっと重要なのは、「本来、まだまなシステムが役にたたないことが明らかになつた。新しい町は新しい手続によつてしか生まれないと要性がでなければ、その取り扱いについては彈力的に対応していく」という部分であろう。

「区画整理」や「都市再開発」の都市計画決定では、知事談話にいう「骨格部分」すなわち「道路・公園・超高層」(いずれも位置、幅員、面積、延長、容積率、建ぺい率、戸数であらわされる)は決定的な影響をもつてゐる。その町の機能、構成そして生活といつたものがほとんどこれによつて決定されてしまうからである。「区画整理」は「骨格部分」を維持しても、まだ小さな道路や公園あるいは「減歩」や「換地」などについてすこしは修正の余地がある。しかし再開発事業、特に全面買収を原則とする第二種再開発事業は、いわば「オールオアナッシング」であつて、微調整すらありえないといってよいのである。にもかかわらず、その骨格部分についても「弾力的に対応していく」というのが知事「談話」であった。

それではいったい誰が、どのような方法で「変更の必要性」をきめていくのか。それは「議会」ではないか、というのが私の提案なのである。議会の議決によって「骨格部分」も変更される。

「議会」決定者論について、今のところさまでまな意見があるので、行政当局だけでなく住民側からみても「議会」は頼りにならないというのである。もちろん現在の法システムでは問題が残さ

れている。

阪神大震災は、かつて考えたこともないような被害を与えた。避難、復旧そして復興の過程で、旧来のさまざまなシステムが役にたたないことが明らかになつた。新しい町は新しい手続によつてしか生まれないというのが私の信念なのである。

(5) 同法第五条「国は、前条に定める国と地方公共団体との役割分担の在り方に即して、地方公共団体への権限の委譲を推進するとともに、地方公共団体に対する国の関与(地方公共団体又はその機関の事務の処理又は管理および執行に関し、國の行政機関が、地方公共団体又はその機関に対し、許可、認可等の処分、届出の受理その他これに類する一定の行為を行ふことをいう)、必置規制(國が地方公共団体に対し、地方公共団体の行政機関若しくは施設特別の資格若しくは職名を有する職員又は附属機関を設置しなければならないものとする)、地方公共団体の執行機関が國の機関として行う事務および地方公共団体に対する國の負担金、補助金等地方自治の確立を図る観点からの支出金の整理および合理化その他所要の措置を講ずるものとする」(なお傍線は衆議院段階で修正)としていた。

(6) 野党議員立法について拙著『議員立法』(三省堂・一九九四年)

(7) 都市計画審議会について拙稿「都市の機構」(拙著『都市法』ぎょうせい・一九八七年所収)参照。

(8) 議会の現代的意味や機能について、五十嵐敬喜・小川明雄『議会——官僚支配を超えて』(岩波新書・一九九五年)

(いがらし・たかよし 法政大学教授・弁護士)

本連載は、今後は事態の進行に伴つて隨時掲載していく予定です。  
——編集部